

交野市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交野市防災会議条例（昭和40年条例第12号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、交野市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会議を招集するいとまがないと認められるとき、又はその他やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、もしくは軽易な事項については、会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 交野市地域防災計画の実施を推進すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。
- (5) 組織の変更に伴い、名称、住所、電話番号等を修正すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、危機管理室において行う。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。